

保証月報

September

9

令和3年度



INFORMATION

セーフティネット保証4号の指定期間が延長されました

新型コロナウイルス感染症に係るお知らせ

中小企業の課題別経営セミナー〔全7回〕を開催します

「中信ビジネスフェア2021」に出展します

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正に伴う許可等の取扱いの改正

特別保証制度の創設、改正及び京都府・京都市協調融資制度の改正

セーフティネット保証4号の指定期間が延長されました

新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証4号につきまして、指定期間が延長されましたので、お知らせします。

[セーフティネット保証4号の概要（普通保証の保証限度額とは別枠）]

認定要件 （※1）	以下の要件のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者 ・ 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ・ 新型コロナウイルスの影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
指定地域	全都道府県
指定期間 （※2）	〔延長されました〕 令和2年2月18日～令和3年12月1日 (注：指定期間は3か月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます)
保証料率	0.90%（責任共有対象外）

※1 売上高等を比較する期間については、認定権者の判断により弾力的に運用される場合があります。
また、創業後間もない中小企業者等で、最近の売上高等と前年の売上高等を比較できない場合であっても、同感染症の影響により、売上高等が減少している場合、認定書を取得できるよう、認定基準の緩和が実施されています。

詳細は各市町村にお問い合わせください。

※2 指定期間とは認定申請をすることができる期間をいいます。

新型コロナウイルス感染症に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援策の詳細を当協会ホームページに掲載しています。

当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関連した影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様への対応について」

<https://kyosinpo.or.jp/support/>




中小企業の課題別経営セミナー〔全7回〕を開催します

「コロナ禍における中小企業の経営戦略」をテーマとした、総勢7名の中小企業診断士によるリレー形式のビジネスセミナーを全7回構成でオンライン形式にて開催しています。

第1回から第4回は、事業戦略立案の基盤となる基礎編、第5回から第7回は、業種別専門編（飲食業、宿泊・サービス業、卸・小売業）としており、中小企業の課題解決に向けた専門性の高い情報を提供いたします。コロナ禍で事業の在り方に悩む府内中小企業者の皆様にぜひご紹介ください。

<概要>

名 称	中小企業の課題別経営セミナー ～ポストコロナにおける企業価値の創造～	
プログラム	<p><全7回> 各回 14:00～15:30</p> <p>第一回：令和3年8月11日（水）終了 「ポストコロナにおける中小企業の経営戦略について」</p> <p>【ポストコロナにおける経営資源活用術】</p> <p>第二回：令和3年9月8日（水）「人材編」終了</p> <p>第三回：令和3年10月13日（水）「財務編」</p> <p>第四回：令和3年11月10日（水）「情報編」</p> <p>【ポストコロナにおける事業戦略】</p> <p>第五回：令和3年12月8日（水）「飲食業編」</p> <p>第六回：令和4年1月12日（水）「宿泊・サービス業編」</p> <p>第七回：令和4年1月26日（水）「卸・小売業編」</p>	
対 象 者	京都府内の中小企業者等	
参 加 費	無 料 （事前申込制）	
参 加 定 員	<p>各回50名程度</p> <p>※ ①～⑦のうち、受講を希望するテーマを選択可。</p> <p>※ 募集定員に達した場合、ご参加いただけない場合がございます。</p>	
申 込 方 法	<p>WEB申込</p> <p>※ 当協会ホームページ内の「イベント・セミナー開催のご案内」に申込フォームを掲載しています。https://kyosinpo.or.jp/event/</p>	
共 催	一般社団法人 京都府中小企業診断協会	

「中信ビジネスフェア2021」に出展します

当協会は、「中信ビジネスフェア2021」に出展します。当日は信用保証の仕組みや京都バリューアップサポート、事業承継の取組み等についてご案内させていただきますので、お気軽にお立ち寄りください。

- 【主催】 京都中央信用金庫 中信サクセスクラブ
 【日時】 令和3年10月6日（水）10時～17時
 令和3年10月7日（木）10時～16時
 【会場】 京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正に伴う許可等の取扱いの改正

令和3年8月1日に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」が一部改正されたことに伴い、許可等の取扱いが改正されましたので、お知らせします。

【改正内容】

- ・ 医薬品、医薬部外品及び化粧品（以下、「医薬品等」）の製造を行うには、厚生労働大臣の許可が必要とされていましたが、改正後は、医薬品等の製造工程のうち保管（医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保の観点から厚生労働省令で定めるものを除く。）のみを行おうとする者が、当該製造所について、厚生労働大臣の登録を受けた場合には、同許可を受けることを要しないこととなりました。
- ・ 上記に該当する場合、保管のみを行う製造所ごとに登録が必要となります。
- ・ 上記の厚生労働大臣の許可を取得している事業者については、登録は不要です。

【改正前】

業種	許可等	根拠法	有効期間
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年又は6年（注）

（注）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期限は6年である。



【改正後】

業種	許可等	根拠法	有効期間
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（ <u>製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。</u> ）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年又は6年（注）
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（ <u>製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。</u> ）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（ <u>第13条2の2</u> ）	5年

（注）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期限は6年である。

特別保証制度の創設、改正及び京都府・京都市協調融資制度の改正

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」の施行（令和3年8月2日）及び新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、下記のとおり特別保証制度の創設、改正及び京都府・京都市協調融資制度の改正をいたしましたので、お知らせします。

1 創業関連特別保証制度・再挑戦支援関連特別保証制度の改正

【改正内容】

保証限度額の拡大・・・2,000万円から**3,500万円**に拡大

融資対象者の拡大・・・従来は、創業後5年未満であっても個人事業主から法人成りをした場合、当該保証制度を利用することができませんでしたが、改正後は、個人事業主が法人成りした場合であっても、個人事業主として創業した日から起算して5年を経過するまでの間は、当該会社において当該保証制度を利用することが可能となります。なお、この取扱いの対象となるのは創業者である個人事業主が設立した会社に限られます。

※本改正に伴い、創業等関連特別保証（保証限度額1,500万円）は廃止しています。

京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（開業一般型・開業支援型）」の改正

上記の創業関連特別保証制度の改正及び創業等関連特別保証制度の廃止に伴い、同保証制度を活用している京都府・京都市協調融資「開業・経営承継支援資金（開業一般型・開業支援型）」が、下記のとおり改正されました。

なお、改正後の「開業・経営承継支援資金（創業（開業）型）」の融資利用額が、従来の「開業一般型」と同額の1,500万円以下（創業等関連特別保証制度、創業関連特別保証制度の既往残高と合算）の場合は、セミナー修了等の要件は不要です。

	【改正前】		➔	【改正後】
	開業一般型	開業支援型		創業（開業）型
融資限度額	1,500万円	2,000万円		3,500万円
保証対象者 （個人事業主として創業後に法人成りし、創業後5年未満の会社）	対象外	対象外		対象
自己資金要件	あり （開業前の場合のみ）	なし		なし
セミナー等要件	なし	あり		1,500万円以下（※）はなし 1,500万円超（※）はあり

（※）1,500万円は創業等関連保証、創業関連保証の既往残高を含む。

2 経営革新関連特別保証制度、経営力向上関連特別保証制度、地域経済牽引事業関連特別保証制度の改正

【改正内容】

保証対象者の変更・・・保証対象者を、各計画の承認（認定）を受けた「中小企業者」から同承認（認定）を受けた「特定事業者」（※）に変更しています。

（※）特定事業者とは、従来の保証対象者である中小企業者と比して、下図のとおり資本金等基準が撤廃され、かつ、従業員数基準が引き上げられた者を指します。

【中小企業者】			➔	【特定事業者】
業種	資本金基準又は従業員数基準			従業員基準
製造業その他	3億円以下	300人以下		500人以下
卸売業	1億円以下	100人以下		400人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下		300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下		

京都府・京都市協調融資「一般資金（経営力向上関連保証制度）」、
京都府独自融資「文化産業振興資金」の改正

上記の経営力向上関連特別保証制度及び経営革新関連特別保証制度の保証対象者の変更に伴い、同保証制度を活用している京都府・京都市協調融資「一般資金（経営力向上関連保証制度）」、京都府独自融資「文化産業振興資金」（経営革新関連保証利用分に限る。）の融資対象者についても、各計画の承認（認定）を受けた「特定事業者」に変更されています。

3 特定連携事業継続力強化関連特別保証制度の創設

【概要】

制度名称	特定連携事業継続力強化関連特別保証制度
保証対象者	連携事業継続力強化計画について、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち、中小企業等経営強化法第2条第2項第3号または第4号に掲げるもの
資金使途	連携事業継続力強化の実施に必要な資金
保証限度額	2億8,000万円
信用保証料率 (責任共有対象)	年0.45%～1.90%

4 下請中小企業取引機会創出事業関連特別保証制度の創設及び下請振興関連保証制度の改正

下請中小企業振興法の改正により、下請事業者を対象とする特別保証制度を下記のとおり創設、改正しています。

(1) 下請中小企業取引機会創出事業関連特別保証制度の創設

【概要】

制度名称	下請中小企業取引機会創出事業関連特別保証制度	
保証対象者	下請中小企業振興法第15条に基づく経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	
資金使途	適切な取引慣行を醸成する上で必要となる資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金	
保証限度額	<table border="1"> <tr> <td> 別枠 2億8,000万円 (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、上記と別途3億円利用可) </td> </tr> </table>	別枠 2億8,000万円 (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、上記と別途3億円利用可)
別枠 2億8,000万円 (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、上記と別途3億円利用可)		
信用保証料率 (責任共有対象)	<table border="1"> <tr> <td> 年0.75% (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、年1.00%) </td> </tr> </table>	年0.75% (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、年1.00%)
年0.75% (新事業開拓保険の要件を充足する場合は、年1.00%)		

(2) 下請振興関連保証制度の改正

	改正前	改正後
保証限度額	別枠 流動資産担保保証 2 億円	別枠 4 億 8,000 万円 (うち、流動資産担保保証 2 億円)
貸付形式	当座貸越または手形貸付	証書貸付
保証期間	1 年	運転資金：5 年 (据置期間 1 年以内) 設備資金：7 年 (据置期間 1 年以内)
信用保証料率 (責任共有対象)	年 0.56%	年 0.75% (流動資産担保保証は年 0.56%)

5 伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る経営者保証免除対応の要件緩和

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を鑑み、伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る「経営者保証免除対応の要件」が、下記のとおり緩和されます。

改正前	改正後
<p>次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を 0.2% 上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>① 直近の決算が資産超過であること。</p> <p>② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>	<p>次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を 0.2% 上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>① 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>

京都府・京都市協調融資「伴走支援型経営改善おうえん資金」、「中小企業下支え資金（感染症対応型）」の改正

上記の伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の改正に伴い、同保証制度を活用している、京都府・京都市協調融資融資「伴走支援型経営改善おうえん資金」、「中小企業下支え資金（感染症対応型）」についても、上記同様に「経営者保証免除対応の要件」が緩和されています。

6 京都府・京都市協調融資「あんしん借換資金（危機関連枠）」の改正

【改正内容】

返済方法・・・融資期間が 1 年以内の場合に限り一括返済が可となりました。

令和3年8月の保証状況

動向

保証承諾

427件
(前年同期比 9.6%) ↘

63億円
(前年同期比 7.3%) ↘

保証債務残高

67,992件
(前年同期比 118.3%) ↗

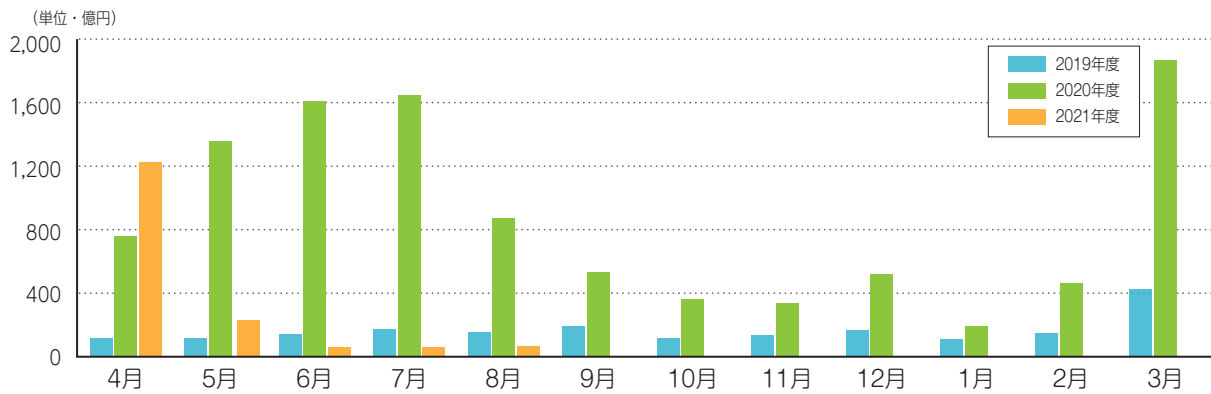
12,855億円
(前年同期比 127.7%) ↗

代位弁済

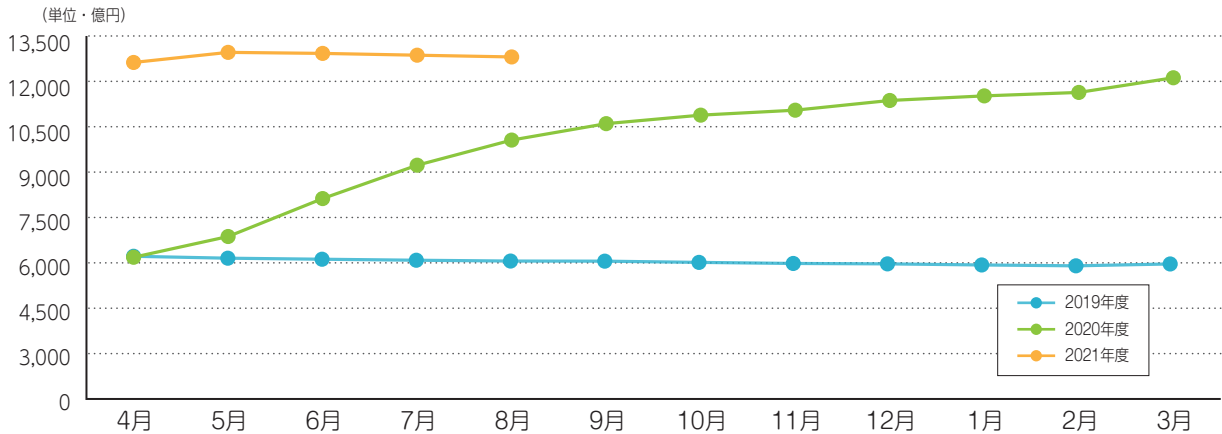
47件
(前年同期比 195.8%) ↗

8億円
(前年同期比 184.1%) ↗

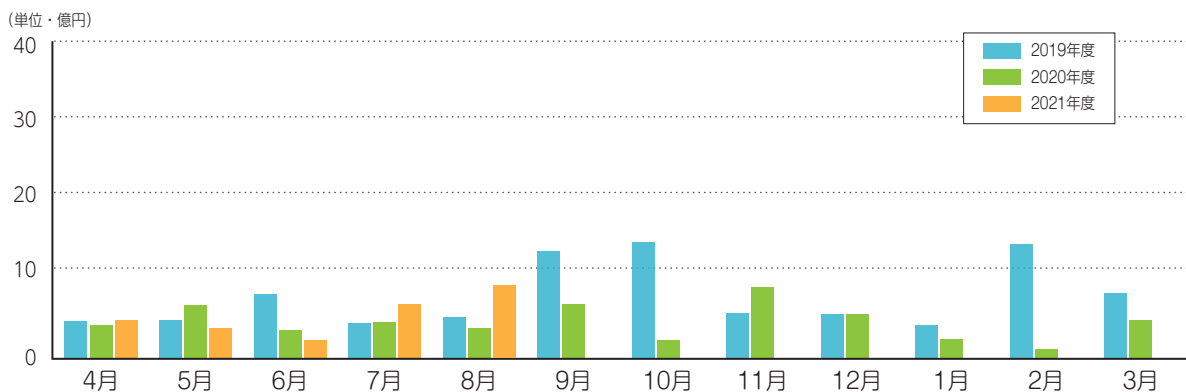
保証承諾額の推移



保証債務残高の推移



代位弁済額の推移



月別事業概況 (令和3年8月31日現在)

保証承諾

(単位：百万円,%)

月別	件数	金額	前年比	
			件数	金額
4月	4,235	122,394	152.8	160.9
5月	948	23,104	15.7	17.0
6月	410	5,762	5.0	3.6
7月	382	5,744	4.8	3.5
8月	427	6,344	9.6	7.3
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
月末累計	6,402	163,349	21.7	26.1

保証債務残高

(単位：百万円,%)

月別	件数	金額	前年比	
			件数	金額
4月	67,848	1,273,421	160.8	205.6
5月	68,375	1,302,606	156.1	192.9
6月	68,276	1,299,662	139.8	159.8
7月	68,112	1,292,415	126.7	139.9
8月	67,992	1,285,453	118.3	127.7
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

代位弁済

(単位：百万円,%)

月別	件数	金額	前年比	
			件数	金額
4月	25	508	69.4	113.3
5月	14	418	25.5	58.7
6月	18	263	66.7	68.0
7月	27	634	96.4	130.9
8月	47	757	195.8	184.1
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
月末累計	131	2,580	77.1	105.6

求償権回収

(単位：百万円,%)

月別	件数	金額	前年比	
			件数	金額
4月	27	276	75.0	136.1
5月	25	257	178.6	130.4
6月	10	150	83.3	98.2
7月	10	132	40.0	54.6
8月	15	101	68.2	37.3
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
月末累計	87	916	79.8	86.1

金融機関別事業概況 (令和3年8月31日現在)

(単位：百万円,%)

区分	保証承諾								保証債務残高				代位弁済	
	当月中				年度累計				当月末				年度累計	
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	金額	前年比

都市銀行

みずほ銀行	0	0	0.0	0.0	10	362	35.2	0.2	242	5,011	106.5	0.4	0	-
三菱UFJ銀行	2	60	6.0	0.9	32	929	24.9	0.6	442	9,267	125.4	0.7	34	414.7
三井住友銀行	1	80	15.4	1.3	12	405	13.4	0.2	522	13,484	89.9	1.0	56	163.4
りそな銀行	0	0	0.0	0.0	14	481	15.5	0.3	254	7,958	131.1	0.6	167	-
小計(4)	3	140	6.5	2.2	68	2,177	20.0	1.3	1,460	35,720	107.7	2.8	257	603.1

信託銀行

みずほ信託銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
三井住友信託銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
小計(2)	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-

地方銀行

京都銀行	128	1,736	6.1	27.4	1,785	47,240	26.8	28.9	19,972	399,539	127.9	31.1	566	128.9
滋賀銀行	13	349	9.6	5.5	171	4,769	18.5	2.9	2,249	47,460	121.6	3.7	176	562.2
南都銀行	12	113	4.9	1.8	88	1,907	14.9	1.2	1,496	24,132	117.4	1.9	60	-
北陸銀行	0	0	0.0	0.0	2	128	16.6	0.1	71	1,585	142.2	0.1	0	-
北國銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	1	26	100.0	0.0	0	-
福井銀行	1	5	4.4	0.1	1	5	1.9	0.0	31	668	182.3	0.1	0	-
三十三銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
関西みらい銀行	1	10	1.3	0.2	42	1,244	20.0	0.8	683	15,275	129.2	1.2	26	28.2
池田泉州銀行	1	23	14.8	0.4	15	390	27.2	0.2	151	3,063	170.2	0.2	0	-
但馬銀行	0	0	0.0	0.0	8	140	10.8	0.1	132	2,108	128.1	0.2	0	-
小計(10)	156	2,237	6.3	35.3	2,112	55,823	24.8	34.2	24,786	493,857	127.0	38.4	829	146.9

第二地方銀行

福邦銀行	0	0	0.0	0.0	6	170	11.3	0.1	162	2,199	120.0	0.2	0	0.0
徳島大正銀行	0	0	0.0	0.0	4	86	77.5	0.1	25	428	423.9	0.0	0	-
小計(2)	0	0	0.0	0.0	10	256	15.8	0.2	187	2,627	135.9	0.2	0	0.0

(単位：百万円,%)

区分	保証承諾								保証債務残高				代位弁済	
	当月中				年度累計				当月末				年度累計	
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	金額	前年比

信用金庫

京都信用金庫	115	1,664	9.6	26.2	1,745	41,207	28.2	25.2	16,336	307,116	127.6	23.9	704	75.1
京都中央信用金庫	125	2,033	7.5	32.0	2,121	57,789	27.1	35.4	20,084	377,854	130.9	29.4	716	89.1
京都北都信用金庫	19	177	5.1	2.8	268	4,879	21.3	3.0	4,286	56,324	121.3	4.4	19	21.2
中兵庫信用金庫	1	20	12.6	0.3	7	132	16.2	0.1	125	1,810	110.7	0.1	9	-
但馬信用金庫	0	0	0.0	0.0	7	121	20.3	0.1	79	1,084	165.7	0.1	0	-
枚方信用金庫	0	0	0.0	0.0	4	53	26.1	0.0	33	341	120.8	0.0	0	-
奈良信用金庫	0	0	-	0.0	1	10	-	0.0	3	17	183.6	0.0	0	-
大和信用金庫	0	0	-	0.0	0	0	0.0	0.0	3	9	71.7	0.0	0	-
信金中央金庫	0	0	-	0.0	0	0	0.0	0.0	2	123	154.0	0.0	0	-
小計 (9)	260	3,893	8.0	61.4	4,153	104,192	27.1	63.8	40,951	744,678	128.7	57.9	1,448	79.1

信用組合

京滋信用組合	1	3	1.0	0.0	17	267	27.8	0.2	150	2,329	285.7	0.2	0	-
近畿産業信用組合	6	62	7.5	1.0	40	610	21.0	0.4	364	5,566	205.9	0.4	4	-
小計 (2)	7	65	5.8	1.0	57	877	22.7	0.5	514	7,896	224.4	0.6	4	-

保険会社

損害保険ジャパン	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
小計 (1)	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-

政府系等

商工組合中央金庫	1	8	-	0.1	1	8	11.9	0.0	84	563	68.8	0.0	42	-
農林中央金庫	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
日本政策投資銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
小計 (3)	1	8	-	0.1	1	8	11.9	0.0	84	563	68.8	0.0	42	-

協同組合・その他

京都市農協	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
京都中央農協	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
京都やましろ農協	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
京都農協	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	1	5	71.3	0.0	0	-
京都丹の国農協	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
J A 京都信連	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	1	4	54.2	0.0	0	-
京都府信漁連	0	0	0.0	0.0	1	15	50.0	0.0	8	104	562.2	0.0	0	-
新生銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
あおぞら銀行	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
近畿労働金庫	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
小計 (10)	0	0	0.0	0.0	1	15	50.0	0.0	10	113	339.8	0.0	0	-

計 (43)	427	6,344	7.3	100.0	6,402	163,349	26.1	100.0	67,992	1,285,453	127.7	100.0	2,580	105.6
--------	-----	-------	-----	-------	-------	---------	------	-------	--------	-----------	-------	-------	-------	-------

各区分別事業概況 (令和3年8月31日現在)

(単位：百万円,%)

区 分	保証承諾								保証債務残高				代位弁済	
	当月中				年度累計				当月末				年度累計	
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	金額	前年比

本支所別

本 所	266	4,214	6.9	66.4	4,834	129,137	28.1	79.1	46,247	918,654	129.5	71.5	2,319	117.2
山 城	120	1,732	10.8	27.3	1,048	23,539	21.3	14.4	12,785	227,443	123.0	17.7	58	22.8
南 丹	13	126	2.8	2.0	157	3,683	23.5	2.3	2,292	38,548	137.7	3.0	131	126.5
中 丹	11	107	2.8	1.7	146	2,584	12.0	1.6	3,629	57,077	115.2	4.4	50	78.3
丹 後	17	164	7.3	2.6	217	4,406	25.9	2.7	3,039	43,731	125.3	3.4	23	52.8
計	427	6,344	7.3	100.0	6,402	163,349	26.1	100.0	67,992	1,285,453	127.7	100.0	2,580	105.6

市町村別

京 都 市	247	4,087	7.1	64.4	4,569	122,868	28.0	75.2	44,061	882,452	129.3	68.6	2,319	138.5
向 日 市	8	35	3.8	0.6	96	2,048	29.5	1.3	878	14,555	135.3	1.1	0	0.0
長 岡 京 市	9	78	4.9	1.2	126	3,128	31.6	1.9	1,186	20,470	130.5	1.6	0	0.0
大 山 崎 町	0	0	0.0	0.0	18	440	61.5	0.3	152	2,166	165.3	0.2	0	-
宇 治 市	51	655	12.9	10.3	415	8,856	21.9	5.4	4,858	80,018	121.8	6.2	4	3.2
城 陽 市	17	218	9.1	3.4	150	2,998	21.7	1.8	1,721	28,508	124.4	2.2	0	0.0
八 幡 市	10	158	7.5	2.5	121	3,387	23.4	2.1	1,335	28,987	128.6	2.3	0	0.0
京 田 辺 市	12	177	12.1	2.8	103	2,576	28.3	1.6	1,266	20,251	130.1	1.6	0	-
木 津 川 市	7	67	5.8	1.1	67	1,120	13.9	0.7	1,004	15,987	122.1	1.2	0	-
久 御 山 町	22	407	20.2	6.4	127	3,261	19.6	2.0	1,361	31,353	114.3	2.4	0	0.0
井 手 町	2	25	6.6	0.4	22	541	24.7	0.3	244	5,182	120.2	0.4	54	-
宇 治 田 原 町	0	0	0.0	0.0	23	360	14.8	0.2	314	6,040	139.3	0.5	0	-
笠 置 町	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	13	154	111.0	0.0	0	-
和 束 町	0	0	0.0	0.0	2	80	10.1	0.0	100	1,601	141.9	0.1	0	-
精 華 町	1	40	4.0	0.6	30	685	14.6	0.4	537	8,487	127.9	0.7	0	-
南 山 城 村	0	0	0.0	0.0	3	73	34.8	0.0	15	239	136.9	0.0	0	-
亀 岡 市	6	80	2.4	1.3	99	2,404	21.4	1.5	1,492	25,148	141.6	2.0	0	0.0
南 丹 市	7	46	4.5	0.7	40	853	26.1	0.5	542	8,609	128.1	0.7	0	-
京 丹 波 町	0	0	0.0	0.0	19	486	34.1	0.3	237	4,133	137.3	0.3	131	>>>>
福 知 山 市	3	38	2.8	0.6	50	1,027	11.6	0.6	1,360	22,171	114.5	1.7	17	96.8
綾 部 市	1	5	0.6	0.1	22	295	9.2	0.2	584	9,240	116.8	0.7	1	-
舞 鶴 市	7	65	3.8	1.0	79	1,313	13.2	0.8	1,689	25,942	115.1	2.0	31	68.1
宮 津 市	7	85	22.3	1.3	49	1,025	30.2	0.6	627	8,413	126.3	0.7	18	127.3
京 丹 後 市	5	52	3.3	0.8	152	3,287	31.5	2.0	1,791	27,047	126.3	2.1	0	0.0
伊 根 町	1	1	1.0	0.0	2	8	3.3	0.0	58	660	107.6	0.1	0	-
与 謝 野 町	4	26	7.8	0.4	18	231	7.3	0.1	567	7,641	121.8	0.6	6	-
計	427	6,344	7.3	100.0	6,402	163,349	26.1	100.0	67,992	1,285,453	127.7	100.0	2,580	105.6

- (注) 1. 本表においては、四捨五入のため、各項目の合計は必ずしも合計欄の数値に一致せず、また各項目の構成比の合計は必ずしも100にならない。
 2. 前年比は前年同期比
 3. 金融機関本支店の前年比については、統廃合等により実態に即さないときは「-」を表示。
 4. 比率は、9,999.9を超えるときは「>>>>」、計算不能(分母が0以下)のときは「-」を表示。

(単位：百万円，%)

区 分	保証承諾								保証債務残高				代位弁済	
	当月中				年度累計				当月末				年度累計	
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	金額	前年比

制度別

行政融資制度	一 般	68	1,379	227.1	21.7	259	5,760	92.8	3.5	4,734	78,838	80.8	6.1	329	80.5
	小規模企業おうえん	104	530	420.4	8.4	388	2,066	74.4	1.3	4,693	16,680	68.3	1.3	31	19.2
	あんしん借換 緊急枠 (経営力強化保証除く)	5	140	138.6	2.2	23	597	53.2	0.4	1,630	26,491	70.8	2.1	216	75.5
	あんしん借換 セーフティネット枠	1	155	430.6	2.4	5	248	205.0	0.2	3,557	60,046	77.1	4.7	551	57.8
	開業・経営承継	11	59	83.0	0.9	99	598	108.4	0.4	585	2,922	122.6	0.2	0	0.0
	再生支援(長期)	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1,060	47,829	88.9	3.7	152	-
	新型コロナウイルス対応緊急	9	137	15.6	2.2	51	1,247	7.0	0.8	477	16,114	108.2	1.3	38	-
	災害対策	31	338	13.9	5.3	149	2,647	4.1	1.6	1,398	52,479	98.3	4.1	137	-
	あんしん借換危機関連枠	10	152	7.1	2.4	78	1,633	3.9	1.0	960	33,241	97.9	2.6	163	-
	新型コロナウイルス 伴走支援型 経営改善おうえん資金	0	0	0.0	0.0	4,606	134,796	28.8	82.5	38,503	781,658	189.8	60.8	406	-
	中小企業下支え資金 (感染症対応型)	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	0	-	0.0	0	-
そ の 他	70	694	228.2	10.9	255	2,641	93.7	1.6	2,510	20,593	80.7	1.6	13	21.6	
小計	344	4,188	4.9	66.0	6,045	154,503	25.4	94.6	60,213	1,138,631	136.7	88.6	2,036	108.0	
一般・協会制度	特 定 社 債	2	144	36.0	2.3	20	1,296	66.9	0.8	441	23,036	106.4	1.8	144	-
	普 通 保 証	8	79	70.4	1.2	46	1,071	82.9	0.7	920	11,230	82.0	0.9	64	125.8
	提 携 保 証	30	1,105	198.7	17.4	99	3,500	60.4	2.1	4,436	80,141	80.5	6.2	259	94.1
	そ の 他	43	828	75.2	13.0	192	2,979	33.4	1.8	1,982	32,415	83.6	2.5	76	33.0
小計	83	2,155	99.4	34.0	357	8,845	49.3	5.4	7,779	146,822	84.6	11.4	544	97.7	
計	427	6,344	7.3	100.0	6,402	163,349	26.1	100.0	67,992	1,285,453	127.7	100.0	2,580	105.6	
経営安定関連	64	1,115	2.7	17.6	1,914	45,650	13.6	27.9	25,224	476,484	117.7	37.1	1,005	95.4	
危機関連	27	407	0.9	6.4	3,110	97,111	37.3	59.4	20,679	499,387	224.4	38.8	429	-	

業種別

製造業	食 料 品	8	68	3.2	1.1	151	4,668	28.4	2.9	1,456	36,005	117.3	2.8	0	-
	織 維 品	15	344	17.9	5.4	164	4,127	25.4	2.5	1,854	32,812	121.0	2.6	137	84.5
	木 材・家 具	1	3	0.5	0.0	60	1,424	28.4	0.9	613	10,261	130.4	0.8	0	-
	紙	1	20	3.5	0.3	22	744	21.1	0.5	283	6,816	122.1	0.5	0	-
	印 刷・製 本	9	140	9.6	2.2	107	3,242	30.6	2.0	1,182	25,874	117.2	2.0	50	-
	化 学	0	0	0.0	0.0	14	463	24.8	0.3	205	5,679	122.1	0.4	0	-
	ゴ ム・プ ラ ス チ ッ ク	3	45	6.1	0.7	41	1,506	30.2	0.9	586	14,564	120.6	1.1	0	-
	皮 革	3	11	18.7	0.2	11	173	27.1	0.1	106	2,169	109.2	0.2	0	0.0
	窯 業	0	0	0.0	0.0	26	761	40.6	0.5	262	5,341	136.2	0.4	0	-
	機 械・金 属	23	711	11.5	11.2	324	9,956	21.7	6.1	4,487	102,873	123.1	8.0	410	-
そ の 他	13	107	3.8	1.7	181	4,052	24.6	2.5	2,181	35,443	131.5	2.8	0	0.0	
小計	76	1,449	8.4	22.8	1,101	31,115	25.2	19.0	13,215	277,835	122.7	21.6	597	229.2	
非製造業	建 設	102	1,318	6.9	20.8	1,322	33,953	28.2	20.8	13,916	258,417	131.9	20.1	112	46.7
	卸 売	47	1,231	10.6	19.4	764	23,577	24.7	14.4	8,586	197,692	119.5	15.4	672	87.0
	小 売	61	891	10.2	14.0	844	20,103	28.7	12.3	8,626	150,386	122.7	11.7	305	71.8
	飲 食 店	27	239	3.9	3.8	644	14,324	27.5	8.8	5,836	88,221	136.5	6.9	50	26.9
	運 送・倉 庫	16	312	12.9	4.9	168	5,415	28.0	3.3	1,933	44,907	123.8	3.5	0	0.0
	サ ー ビ ス	79	767	4.7	12.1	1,153	25,695	24.7	15.7	11,808	196,968	136.8	15.3	436	90.3
	不 動 産	16	90	1.6	1.4	372	8,482	22.1	5.2	3,709	66,188	138.5	5.1	408	1,044.3
そ の 他	3	47	15.6	0.7	34	683	36.5	0.4	363	4,837	129.9	0.4	0	-	
小計	351	4,895	7.0	77.2	5,301	132,233	26.3	81.0	54,777	1,007,618	129.1	78.4	1,983	90.9	
計	427	6,344	7.3	100.0	6,402	163,349	26.1	100.0	67,992	1,285,453	127.7	100.0	2,580	105.6	

本所

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター5階

■ 業務区域：京都市・向日市・長岡京市・乙訓郡

	電話	FAX
保証統括課	(075)354-1011	(075)354-1061
企業発展第一課	(075)354-1012	(075)354-1062
企業発展第二課	(075)354-1013	(075)354-1063
経営支援課	(075)354-1015	(075)354-1065
再生支援課		
調整支援課	(075)-354-1016	
管理統括課	(075)354-1031	(075)354-1038
管理第一課・第二課		
総務課(経営監査・コンプライアンス室)	(075)-354-1021	(075)354-1028
人事課	(075)-354-1022	(075)354-1028
情報企画課	(075)-354-1023	(075)354-1029

■ 専用相談窓口

	電話
事業承継サポートデスク	(075)354-1018
海外展開サポートデスク	(075)354-1019
創業サポートデスク	(075)354-1020

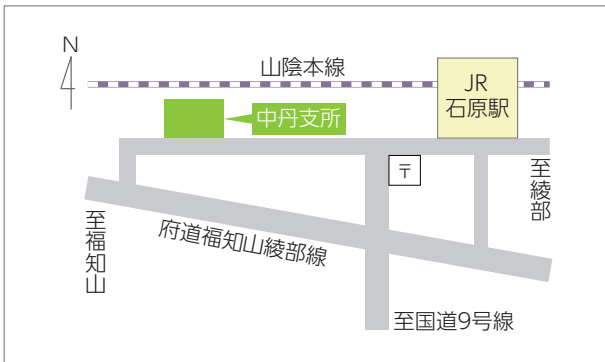


山城支所

〒611-0033 宇治市大久保町上ノ山37番地の3

■ 業務区域：宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市
相楽郡・綴喜郡・久世郡

■ 電話：(0774)43-8822(保証関係) (0774)43-8823(管理関係)
FAX：(0774)43-8899(保証関係) (0774)43-8824(管理関係)



中丹支所

〒620-0804 福知山市石原2丁目24番地

■ 業務区域：福知山市・綾部市・舞鶴市

■ 電話：(0773)27-6156 FAX：(0773)27-6158



<https://kyosinpo.or.jp/>



あなたの企業の一員に
京都信用保証協会

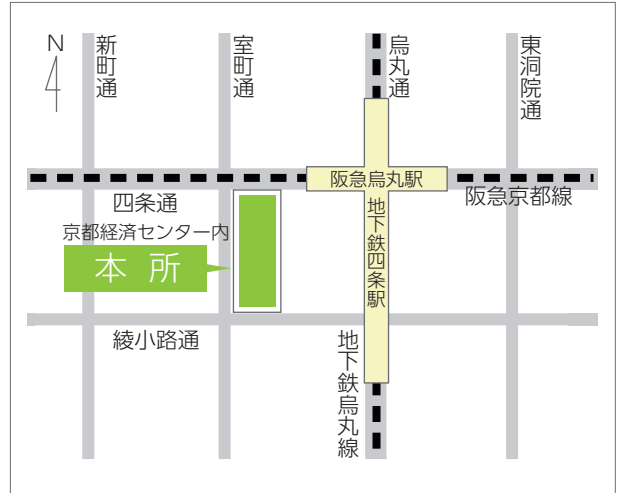


京都信用保証協会は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

お役立ち情報を公式LINEにて随時配信中!
ぜひ、友だち登録をお願いします!



ID : @cgk-kyoto



南丹支所

〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号

■ 業務区域：亀岡市・南丹市・船井郡

■ 電話：(0771)22-1041 FAX：(0771)22-6737



丹後支所

〒629-2503 京丹後市大宮町周枳2226番地3

■ 業務区域：宮津市・京丹後市・与謝郡

■ 電話：(0772)68-0601 FAX：(0772)68-0613

表紙絵：「京都の食文化」栗ごはん

＜嵯峨美術短期大学 美術学科 デザイン分野 小山 真未＞

非常に大ぶりであり甘みがある丹波くりは、京都の名産品の一つ。平安時代の初期に京都の丹波地域で栽培され始め、現在でもブランド品として有名である。

丹波地域では、古くから様々な調理法で栗を楽しみ、栗ごはんも数ある栗の味わい方の一つとして親しまれてきた。少し塩をきかせたごはんには丹波くりを入れて、栗の甘さをより引き立たせて食べる栗ごはんは、秋に欠かせない一品である。